

統計データの二次的利用促進に関する研究会 平成23年度報告書(概要)

○ はじめに

平成19年5月に全面改正された統計法において設けられた二次的利用に関しては、制度の創設から約3年が経過したところであり、引き続き制度の定着に向けた周知等を進めることが必要な段階である。本報告書は、統計データの二次的利用に関する諸課題を検討するために開催された「統計データの二次的利用に関する研究会」の検討経緯等について記述するとともに、二次的利用の現状、民間企業の意見等について分析を行い、平成23年度における研究会の検討結果について取りまとめたものである。

1 二次的利用の推進に関する検討経緯

有識者5名を構成員とする「統計データの二次的利用促進に関する研究会」は、第8回(平成22年12月)から第13回(平成24年7月)まで、計6回開催され、研究会で議論すべき課題、検討に当たっての考え方や守るべき原則、今後の取組の方向性等について議論を重ね、諸外国における二次的利用の現状に関する調査結果や民間企業に対するヒアリング結果も踏まえ、報告書を取りまとめるに至ったものである。

2 二次的利用制度の導入までの経緯

改正前の旧統計法においては、統計調査によって集められた調査票情報について、公益性の観点から目的外利用を行う途が開かれていた。一方、公的統計が公共財であるにとらえる国際的な流れの中で、我が国でも調査票情報の二次的な利用について新たな制度を設けるべきであると考えられるようになり、統計制度の抜本的な改革の中で、新たな統計法令が整備された。

この新たな二次的利用制度は、調査票情報の提供(統計法第33条)、委託による統計の作成等(法第34条)、匿名データの作成・提供(法第35条・36条)の3つの形態に分かれている。

3 二次的利用の現状

平成24年3月末時点での二次的利用の利用件数は、以下のとおりである。

区分	調査票情報の提供	オーダーメイド集計	匿名データ
平成21年度	54	4(6)	20(4)
平成22年度	133	12(20)	38(4)
平成23年度	148	10(23)	33(6)

※ カッコ内は、利用可能な統計調査の数。

4 二次的利用に関する行政部内における要請等

二次的利用については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、その対象となる統計調査の拡大等の取組を進めることとされており、また、「統計法施行状況に関する審議結果報告書」（内閣府統計委員会）に記述がある。このほか、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会戦略本部決定）などにおいて、二次的利用の拡大等に関する意見・取組等が示されている。

5 諸外国における二次的利用の状況

研究会の検討に資するため、諸外国における二次的利用の状況について、総務省が民間シンクタンクに委託し、アメリカセンサス局等10機関を調査対象として、アンケート等による情報収集を行った。

その結果、諸外国で提供している統計データは、概ね①調査票情報レベルのデータ、②匿名データ、③パブリックユースファイルの3つに分けられることがわかった。このうち、③に相当するものは我が国では現在作成・提供されていない。

また、アメリカセンサス局、イギリス国家統計局などでは、オンサイト施設（情報提供機関が指定する、セキュリティ対策が十分に講じられた施設）において情報を提供する形態が見られた。

6 二次的利用に関する民間の意見

二次的利用に関する民間の意見について情報収集したところ、主なものは以下のとおりであった。

(1) 民間企業に対するヒアリングにおける意見

① 統計の利用一般に関する意見

- ・公表されたクロス集計が充実すれば、ビジネスニーズは相当達成できる。
- ・ビジネスでは地域データが重要。

② 委託による統計の作成（オーダーメイド集計）に関する意見

- ・あらゆるクロス集計を行って分析したいので、ローデータ（調査票情報）の提供を受けたい。
- ・集計結果を得るまでの期間の短縮、新しい年次の集計結果の入手をお願いしたい。

③ 匿名データに関する意見

- ・高度の匿名化処理がなされたパブリックユースファイルは、ビジネスでは利用しない。
- ・結果を得るまでの期間の短縮、新しい年次の結果の入手をお願いしたい。
- ・民間企業では、ミクロデータを扱う技術に乏しい。

(2) 二次的利用に関する各府省の受付窓口における意見

① 二次的利用全般に関する意見

- ・ビジネスで利用したいが、公的利用でないと購入できないのか。
- ・大学院生では成果の公表の手段がなく利用しにくい。
- ・利用できる統計調査を拡大してほしい。

② オーダーメイド集計に関する意見

- ・予想以上に費用がかかる。
- ・申し込み手続をしてから集計結果を得るまでの期間を短縮してほしい。

③ 匿名データに関する意見

- ・セキュリティ上の利用条件が厳しい。情報提供者側で場所を提供してほしい。
- ・地域区分が現行の区分では利用できない。都道府県レベルで提供してほしい。

7 二次的利用の推進に向けた取組の方向性

諸外国の状況や民間企業の意見等を踏まえ、平成24年度は、次の取組を進めることが適当である。

(1) 政府統計の総合窓口（e-Stat）の充実

民間企業へのヒアリング結果から、集計・公表されている統計データのクロス集計の充実など、公表データの集計・提供の充実により対応できる意見・要望が多いことがわかった。このため、政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充を図ることが求められる。

(2) 二次的利用の対象となる統計調査の拡大

二次的利用の対象となる統計調査の拡大についてのニーズが高いことがわかった。このため、引き続き各府省において、可能な限り二次的利用の対象となる統計調査の拡大を図ることが求められる。

(3) オンライン利用に関する仕組みの整備

諸外国では、調査票情報の利用に関してオンライン利用の形態が一般的である。技術革新による情報漏えいのリスクも高まっていることから、我が国でも、オンライン利用を可能とする環境の整備を進めることが求められる。

(4) 二次的利用についての周知の推進

二次的利用制度の存在を承知していない企業、研究目的であれば民間でも二次的利用が可能なことを承知していない企業も多いことがわかった。このため、二次的利用制度に関する周知をさらに推進することが求められる。

(5) その他新たな技術的手法の検討

現行の匿名データは、秘匿処理のために情報の欠損があることなど、必ずしも各種ニーズを満たすものではない。このため、新たな技術的手法による擬似マイクロデータについて、研究を進め、その制度上の位置付け等について検討することが求められる。

○ おわりに

二次的利用の拡大など政府統計データの一層の有効活用を図るに当たっては、国民の不安に対して配慮することが必要であり、そのための環境整備を徐々に進めるなどの取組が求められる。当面は具体的なニーズの把握などを進めつつ、今後も様々な観点から更なる検討を進めていくことが必要と考えられる。